

## 第14号議案

### 令和3年度 南魚沼市水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和3年度南魚沼市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水件数 23,900件 給水人口 53,840人
- (2) 年間総給水量 5,917,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 16,211立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業 新設改良費 718,690千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収入

第1款 水道事業収益	1,937,168千円
第1項 営業収益	1,635,479千円
第2項 営業外収益	301,687千円
第3項 特別利益	2千円

#### 支出

第1款 水道事業費用	1,879,428千円
第1項 営業費用	1,707,299千円
第2項 営業外費用	160,626千円
第3項 特別損失	1,503千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,148,615千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	590,763千円
第1項 企 業 債	538,800千円
第2項 他会計出資金	4,862千円
第3項 分 担 金	2,800千円
第4項 負 担 金	12,400千円
第5項 補 償 金	18,600千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
第7項 補 助 金	13,300千円

支 出

第1款 資本的支出	1,739,378千円
第1項 建設改良費	720,690千円
第2項 企業債償還金	1,011,688千円
第3項 国庫補助金返還金	2,000千円
第4項 予 備 費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	538,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み40年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 10,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 111,211千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,090千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち8,528千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 4,264千円

(2) 建設改良積立金 4,264千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和3年3月1日提出

南魚沼市長 林 茂 男